

みんなで支える森林づくり松本地域会議設置要綱の一部改正について

1 主な改正内容

- ・恒常的な組織との誤解を招かないよう、「設置」との表現を用いないこととし、「開催」に変更
- ・地域会議は附属機関ではないため、提言の提出に関する規定を削除
- ・座長の役割を会議の進行役に限定
- ・会議の開催に係る一般的事項を削除
- ・付則の改正内容を削除

2 主な改正理由

- ・条例により設置された「附属機関」と、要綱等により設置された「協議会等」との混同を避けるため、県民会議の設置要綱が一部改正されたことに準じて、地域会議の設置要綱について改正を行う。

3 施行日

- ・令和元年 7 月 5 日

みんなで支える森林づくり松本地域会議設置要綱（旧）の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>みんなで支える森林づくり松本地域会議<u>開催</u>要綱</p> <p>(<u>開催</u>目的) 第1 県民等の意識の醸成を図りながら、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めていくため、松本地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針の改定について、地域住民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり松本地域会議（以下「地域会議」という。）を<u>開催</u>する。</p> <p>(<u>会議</u>事項) 第2 <u>松本地域振興局</u>は、松本地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方の検討、事業実施後の成果の検証等及び森林づくり指針改定について、<u>地域会議において意見を聴く。</u></p> <p>(委員) 第3 [略]</p> <p>(組織) 第4 [略] 2 座長は、委員の互選によって決定し、地域会議の<u>進行を担当する。</u> 3 [略]</p>	<p>みんなで支える森林づくり松本地域会議<u>設置</u>要綱</p> <p>(<u>設置</u>目的) 第1 県民等の意識の醸成を図りながら、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めていくため、松本地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針の改定について、地域住民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり松本地域会議（以下「地域会議」という。）を<u>設置</u>する。</p> <p>(<u>所掌</u>事項) 第2 <u>地域会議</u>は、松本地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方の検討、事業実施後の成果の検証等及び森林づくり指針改定についての<u>検討等を行い、必要に応じ松本地域振興局長（以下「局長」という。）に意見を提出する。</u></p> <p>(委員) 第3 [略]</p> <p>(組織) 第4 [略] 2 座長は、委員の互選によって決定し、地域会議の<u>会務を総括する。</u> 3 [略]</p>
<p>[削除]</p>	<p>(<u>会議</u>) <u>第5 地域会議の会議（以下「会議」という。）は局長が招集する。</u> <u>2 会議の議長は、座長をもって充てる。</u> <u>3 座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。</u></p>

[削除]

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、地域会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年 6月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年 5月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年 10月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年 8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

(事務局)

第6 地域会議の事務は、松本地域振興局林務課において処理するものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、地域会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年 6月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年 5月26日から施行する。(第1条、第2条 一部改正)

付 則

この要綱は、平成24年 4月1日から施行する。(第3条 一部改正)

付 則

この要綱は、平成25年 10月17日から施行する。(第3条 一部改正)

付 則

この要綱は、平成29年 8月1日から施行する。(第2条、第3条、第5条 第6条一部改正)

みんなで支える森林づくり松本地域会議設置開催要綱

(設置開催目的)

第1 県民等の意識の醸成を図りながら、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めていくため、松本地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針の改定について、地域住民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり松本地域会議（以下「地域会議」という。）を設置開催する。

(所掌会議事項)

第2 地域会議松本地域振興局は、松本地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方の検討、事業実施後の成果の検証等及び森林づくり指針改定についての検討等を行い、必要に応じ松本地域振興局長（以下「局長」という。）に意見を提出する。地域会議において意見を聴く。

(委員)

第3 地域会議は、局長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(組織)

第4 地域会議に、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。

2 座長は、委員の互選によって決定し、地域会議の会務を総括する。進行を担当する。

3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

~~（会議）~~

~~第5 地域会議の会議（以下「会議」という。）は、局長が招集する。~~

~~2 会議の議長は、座長をもって充てる。~~

~~3 座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。~~

~~（事務局）~~

~~第6 地域会議の事務は、松本地域振興局林務課において処理するものとする。~~

(その他)

第75 この要綱に定めるもののほか、地域会議の運営開催に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年5月26日から施行する。~~(第1条、第2条一部改正)~~

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。~~(第3条一部改正)~~

付 則

この要綱は、平成25年10月17日から施行する。~~(第3条一部改正)~~

付 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。~~(第2条、第3条、第5条、第6条一部改正)~~

付 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

みんなで支える森林づくり松本地域会議開催要綱

(開催目的)

第1 県民等の意識の醸成を図りながら、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めていくため、松本地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針の改定について、地域住民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり松本地域会議（以下「地域会議」という。）を開催する。

(会議事項)

第2 松本地域振興局は、松本地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方の検討、事業実施後の成果の検証等及び森林づくり指針改定について地域会議において意見を聴く。

(委員)

第3 地域会議は、局長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(組織)

第4 地域会議に、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。

2 座長は、委員の互選によって決定し、地域会議の進行を担当する。

3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、地域会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 17 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 7 月 5 日から施行する。